

グループホームかねぐすく

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)

運 営 規 程

社会福祉法人 憲 寿 会

グループホームかねぐすく
(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)
運営規程

(総 則)

第1条 社会福祉法人憲寿会が設置する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 認知症対応型共同生活介護

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるようにすることを目的とする。

2 介護予防認知症対応型共同生活介護

指定介護予防地域密着型サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下、「介護サービス」という。)は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して生活できるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービスを行う。

- 2** 介護サービスは、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3** 介護サービスの提供にあたっては、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下、「介護計画」という。)に基づき、漫然かつ画一的にならないように利用の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。
- 4** 共同生活住居における介護従業者は、介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、介護サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5** 介護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6** 事業者自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 7** 介護サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームかねぐすく
- (2) 所在地 沖縄県島糸満市字兼城871-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤、計画作成担当者を兼務)
 - ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 介護支援専門員 1人(常勤、管理者を兼務)
 - ・計画作成担当者は、当該ユニットの各利用者の心身の状況等を踏まえて、介護計画を作成する。
- (3) 看護職員 1人(常勤兼務)
 - ・看護職員は、日常的な健康管理を行い、医療サービスの必要な場合に適切な対応をとるなどの医療連携体制を整備する。
- (4) 介護従業者 7人以上(常勤)
 - ・介護従業者は、当該ユニットの各利用者に応じた生活介護を提供する。なお、夜間及び深夜の時間帯(21時から翌朝6時まで)は、常時1人配置する。
 - ・夜勤の場合 夜間及び深夜の時間帯(21時30分から翌朝6時まで)において、夜勤体制とする。

(利用定員)

第6条 事業所におけるユニットごとの利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 1ユニット 9人(全室、個室とする。)

(介護の内容)

第7条 提供する介護サービスの内容については、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、更衣等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中の機能訓練
- (4) 相談、助言、援助

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定地域密着型介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

2 家賃 月額 30,000円

※生活保護受給者は別途定める。

3 食材料費 月額 36,000円(日額1,200円)

4 光熱水費 月額 15,000円

- 5 理美容代 実費（ボランティアによる理髪は無料）
- 6 おむつ代 実費
- 7 日常生活品費 実費
- 8 その他介護に関する費用
- 9 第1項から第7項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名押印を受けるものとする。

（入居にあたっての留意事項）

- 第9条** 介護サービスへの入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。
- 2 入居者が入院治療を要する場合等は、他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する。
 - 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

（身体拘束の禁止）

- 第10条** 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

- 第11条** 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - （2）虐待防止のための指針の整備
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第12条** 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告す

る。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(協力医療機関等)

第16条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施

設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(地域との連携など)

第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(秘密保持等)

第18条 介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第20条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回及び随時

2 事業者は、介護従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人憲寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年5月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月10日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日より施行する。(第5条、第8条、第10条 改正)

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。(第10条、第11条、第13条、第15条、第16条、
第17条 改正)